

No.	項目	質疑内容	回答内容
1	設計監修者の提出書類について	<p>単体事業者での申請で、かつ協力事務所として外部(自社雇用していない)の設計監修者(大学教授)をたてることを予定していますが、その場合、協力事務所分も様式3(会社概要票)を提出を要することは理解していますが、単体事業者での参加申請なので、様式4(共同企業体協定書及び委任状)の提出は要しないし、①当該協力事務所は、様式4の備考欄記載の商業登記簿謄本、印鑑登録証明書は不要との理解でよろしいでしょうか。</p> <p>また、その場合の、協力事務所である設計監修者(様式11)の添付書類として、業務実績の確認書類の提出は理解していますが、②「雇用関係を証す書面」及び③「資格証等の写し」の提出は必要とありますが、やはり必要なのでしょうか。</p>	<p>①ご理解のとおりです。設計監修者について、法人でない場合は、商業登記簿謄本、印鑑登録証明書は不要です。</p> <p>②雇用関係を証す書類については、単体事業者又はJVの代表事業者及び構成員に所属している者のみ提出していただくこととなりますので、御質問の場合は雇用関係を証す書面は提出不要です。</p> <p>③関連する資格がある場合はその資格者証を提出して下さい。</p>